市川市監査委員告示第１号

令和２年度第２期財務監査及び行政監査の結果に関する報告及び監査委員の意見の公表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項による財務監査及び同条第２項による行政監査の結果に関する報告及び監査委員の意見について、同条第９項及び第１０項の規定により別紙のとおり公表します。

令和３年３月３０日

市川市監査委員　菅　原　卓　雄
同　白　土　英　成
同　稲　葉　健　二
同　宮　本　　均

令和2年度第2期財務監査及び行政監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

１　監査の種類

⑴　地方自治法第 199 条第 1 項による財務監査

⑵　地方自治法第 199 条第 2 項による行政監査

２　監査の対象

⑴　事務事業の範囲

令和 2 年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした。）

⑵　対象部署

①　広報室

広報広聴課、秘書課

②　企画部

企画課、行政経営課、国際政策課、健康都市推進課、特別定額給付金課

③　財政部

財政課、管財課、契約課、技術管理課、納税・債権管理課、市民税課、固定資産税課

④　情報政策部

情報政策課、デジタルトランスフォーメーション推進課、Web 管理課、情報システム課

⑤　文化スポーツ部

文化芸術課、文化施設課、東山魁夷記念館、スポーツ課

⑥　経済部

経済政策課、商工業振興課、農業振興課

⑦　観光部

観光政策課、観光事業推進課

⑧　農業委員会事務局

３　監査の着眼点

⑴　財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。

⑵　行政監査

事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、事務の執行が適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

4　監査の実施内容

⑴　実施期間

令和２年 11 月１日から３年３月 29 日まで

⑵　調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

⑶　日程及び実施場所

①　事務局による予備監査

令和２年 11 月１日から３年１月 27 日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

②　監査委員監査

令和３年２月４日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5　監査の結果

所管する事務事業は、下記の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分 指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。） 指導事項：軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められる事項等

⑴　指摘事項

①　行政財産の目的外使用許可について（文化スポーツ部 スポーツ課）

地方自治法第 238 条の４第７項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されており、本市では行政財産の目的外使用許可については市川市財務規則（以下「規則」という。）、その額については市川市使用料条例で定められている。

令和２年度の市川市市民プール土地使用許可に係る事務を調査したところ、以下のとおり不適切な事例が確認された。

ア　規則第 180 条第 1 項では、行政財産の使用許可の期間は、1 年以内とするとされている。

しかしながら、平成 8 年から使用を許可し、その後も毎年許可期間の更新を行っているものについて、令和 2 年 7 月に、令和元年度及び 2 年度分の使用許可を行っていなかったことが判明したため、期間を平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとして使用許可申請書の提出を受け、使用期間を 2 年間として許可を行っていた。

イ　規則第 183 条では、行政財産使用許可の申請を受け、使用許可が決定されたときは、行政財産使用許可書を申請者に交付しなければならないとされている。

また、規則第 29 条第 1 項第 3 号では、調定の時期について、随時の収入で納入の通知を発するものは原因の発生したときとされている。

しかしながら、令和 2 年 4 月 1 日付けで行政財産使用許可申請書が提出されたにもかかわらず、同年 10 月 2 日に、令和 2 年 4 月 1 日付けの行政財産使用許可書、及び同年 10 月 1 日に調定した納付書を送付していた。

これらのことから、許可期間の更新が見込まれる案件については、使用者に対して使用期間満了前に更新手続きを促す通知を行うなどし、行政財産使用許可の申請を受けた時点で使用許可及び調定を行い、行政財産の使用許可事務を速やかに行われたい。

② 補助金の実績報告について（文化スポーツ部 スポーツ課）

市川市少年野球連盟活動費補助金及び市川市女子フットベースボール連盟活動費補助金は、野球又はフットベースボールを通じた青少年の育成を目的に、各連盟が実施する事業に要する経費として一部を交付するものである。

市川市少年野球連盟・市川市女子フットベースボール連盟活動費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で、補助金交付申請や実績報告の際の申請書類、及び添付書類について規定されているが、それらだけでは補助対象経費の把握ができない状況であり、また、実際に支出したことを裏付ける領収書などの確認を行わないまま交付額を確定していた。

これらのことから、補助対象経費が明確にわかるよう、交付手続に係る様式を整備するとともに、補助対象経費の支出を証する領収書等を実績報告書の添付書類とするよう要綱に明記し、適正な補助金交付事務を行われたい。

⑵　指導事項（監査結果報告には件数のみを記載）

区　　分	件　　数
歳　入	9
歳　出	1
財　産	0
補助金	12
契　約	4
公　金	2
文　書	29
その他	1
合　　計	58

6　監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき次のとおり意見を付記する。

⑴　市川市いちかわ未来創造事業賞賜金について（企画部 企画課）

市川市いちかわ未来創造事業賞賜金（以下「本賞賜金」という。）は、都市が抱える課題を解決し、地域住民にとって便利で暮らしやすいまちの実現を図るために行われる社会実証実験（以下「本実験」という。）の提案のうち、優秀なものに対し交付する賞賜金である。

本実験は、産学官の共同事業体であるいちかわ未来創造会議（以下「創造会議」という。）により、いちかわ未来創造会議社会実証実験公募要領及びいちかわ未来創造会議の社会実証実験に係る利用規約（以下「公募要領等」という。）に基づき公募され、応募の中から令和元年 8 月 23 日に、13 者を本実験の認定者とし、そのうち特に優秀な提案をした 3 者を本市が採択者としたものである。

採択者の選定後は、採択者、賞賜金交付者である本市及び本実験の支援を創造会議より委託された事業者の 3 者間で、市川市いちかわ未来創造賞賜金交付契約書を同日付けで締結した。また、本市は市川市いちかわ未来創造事業賞賜金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を作成し、交付要綱に基づき、採択者を交付対象者として本賞賜金 50 万円を交付することとしたものである。

一般的に「賞賜金」とは、功績などの結果に対し、広く表彰の意味を持ち授与するものである。しかしながら、交付要綱は、市川市補助金等交付規則を根拠として作成しており、交付の申請・請求、前金払い、実績報告の規定があるなど、補助金交付を前提とした要綱となっている。また、公募要領等にも、本賞賜金の使途について、直接経費に対し自由に使用することができるが、間接経費には使

用することができない、違反した場合は返還させる場合がある等の記載があり、補助金的色彩の濃いものとなっている。

このような制度設計となった背景には、実験する意思が無い者を排除するとともに、本賞賜金を実験費用に充ててもらいたいという意図があったとのことであるが、優秀な提案を賞し授与する賞賜金のあり方としては適さないものである。

仮に、本賞賜金が、本実験を履行した場合に交付するという運用をするのであれば、賞賜金ではなく補助金等の他の支出方法を検討すべきである。

今後は、市民や事業者にとって分かりやすい制度となるよう、賞賜金の主旨を踏まえ、交付要綱及び公募要領等関係諸規定を見直し、賞賜金交付事務を適正に行われたい。

創造会議は、産学官の連携を通じ、先進的技術や斬新な発想に基づく既存技術の組み合わせ等を活用することで、社会課題を解決し、便利で暮らしやすいまちの実現を図ることを目的としており、目的達成のための事業の一つとして社会実証実験の推進を行っている。本実験で得られた結果等が、近い将来、市民に還元され、住民の福祉の増進に繋がることを期待するところである。